

兵高教組

確定速報6号

2013年12月5日 調査情報3-5号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

13 確定闘争**「行革」カット終了に向けての協議設定****国の要請によるカット中止、行革カット緩和、現給保障維持も前進**

12月2日、高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は県教委との最終交渉を行いました。全県から寄せられた5132筆の署名を力に、「行革」による賃金カットを終了させるよう、徹底して県教委を追及しました。当局から最終的に提案された賃金カット緩和は不十分ですが、「行革」カット終了に向けた協議を2月までに再度交渉することを約束させました。国の要請によるカット中止、現給保障の維持、行政職6級への任用について現状維持させました。独自要求でも一定の前進的回答を得ました。

高教組拡大闘争委員会は、組合加入を大いにすすめ強く大きな高教組になってたかうことを確認し、仮妥結を決定しました。

県教委最終回答の内容**賃金・諸手当**

給料表・一時金
今年度改定なし

「行革」による賃金カット**給料月額のカット率緩和**

一般職員に限り2014年4月～2015年3月までの一年間次のように緩和

- ・役職加算10%者...3%カットを2.8%カット
- ・役職加算5%者...2.8%カットを2.6%カット
- ・加算なしの者...2.5%カットを2.3%カット

一時金の役職加算率抑制の緩和

今年度6月・12月分を次のように緩和

- ・5%加算者... (抑制措置で4%を) 5%に
- ・10%加算者... (" 6%を) 8%に

- ・15%加算者... (抑制措置で7.5%を) 9.5%に
- ・20%加算者... (" 10%を) 11%に
- ・役職加算のない若年層...0.038月分加算

「行革」カット終了の見通し

来年2月までに改めて協議する場を設定

国の要請に基づく減額措置

2013年度末(2014年3月)で終了

地域手当2%加算は、2015年3月31日まで実施

例えば月額37万円の人で

月 17,390円が、2014年4月から回復する

現給保障

今年度は廃止せず 来年度改めて協議

高齢層職員の昇給・昇格制度の見直し

2015年1月1日から 55歳以上職員昇給停止

55歳以上の職員(57歳以上の技能労務職員)は、標準の成績では昇給しない。

勤務実績の給与への反映
来年度改めて協議

行政職6級への任用について

来年度は現行どおり、2014年4月1日に発令する。

**休暇制度等
勤務時間の適正化**

取組をすすめていく中で、「定時退勤日」や「ノー部活デー」の実施、通知票や指導要録等の様式の統一化及び電子化などにおいて学校間や地域間で取組状況に格差が広がっている。新たに教頭が出席する「学校業務改善担当者会議」において、週1回(月4回)の定時退勤日の完全実施、平日週1回と土日、月2回の「ノー部活デー」の完全実施、適正な勤務時間の割り振り変更の徹底について、取組の検証や情報交換を行いながら一層充実させるように指導・助言を行う。

配偶者同行休業制度について

国家公務員に準じた制度創設を行う。

高教組独自要求への回答**勤務時間の割り振り**

高教組の提案と課題について検証して、2月の交渉で報告をする。現行制度での割り振り単位期間を早期に周知徹底をはかり、管理職に指導・助言するとともに、休みやすい環境づくりをめざす。勤務時間の割り振り変更制度の運用については、引き続き協議をしていく。

スクールバス民間委託に伴う介助員の雇用確保

姫路しらすぎ特別支援学校もスクールバス添乗業務については外部委託を考えている。

介助員の雇用の継続については、新設校の

教室介助の他、他校でのスクールバスの増車や、退職により介助員が必要となっている情報を知らせるなど、今後も誠意をもって対応していく。

時間講師の勤務条件

月給制については難しい。社会保険等は、現在2月を超えて任用する常勤講師に限って適用している。年間35週分の授業時間数は確保するように通知しており再度周知する。「臨時講師・非常勤講師任用の手引き」や「臨時的任用職員の勤務条件等の概要」の配布を徹底したい。

常勤講師や臨時職員の同一校勤務や任用の継続

臨時職員については基本的には任用期間は1年になる。教育の継続性を勘案して2年までとしている。しかし、学校の事情や職務の専門性により同一校で2年を超えて任用する場合もある。継続して任用を希望する場合は、本人の意向を伺いながら他の学校を紹介するように努める。

介助員や時間講師などの非常勤嘱託員の「報酬」の改善

非常勤嘱託員の報酬額は、知事部局が行革で一律削減(現在の削減率2.3%)した額に準拠して決定。介助員の報酬については、平成15年度以降も同額を維持している。時間講師の報酬については、地方交付税単価に準拠して決定している。現在の財政状況から増額は困難である。

業者模試について

業者模試は希望する生徒が対象であり、生徒や教員の過重な負担とならないように計画的に実施し校内でよく議論して実施するように指導する。業者に対しても教員が携わらない形態で実施できないか模索するように働きかける。